

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

大和ハウス工業 株式会社 大阪府大阪市北区梅田3-3-5

2 指名停止期間

令和4年1月26日 ～ 令和4年4月25日 (3ヵ月)

3 指名停止の理由

大和ハウス工業株式会社は建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたこと及び建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたため、令和3年11月17日、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示及び同法同条第3項の規定に基づく22日間の営業停止処分を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：経理課契約適正化専門官